資源物 ごみ・資源物の出し方・分け方

	分け方	資源物として出せないもの	出し方
新聞	・新聞とチラシを混ぜてください。 ・四つ折りでお願いします。	・紙おむつや汚物を処理した紙 ・ろう引き紙（洗剤や石けんの紙） ・油紙 ・ビニール加工紙 ・カーボン紙 ・感熱紙（ＦＡＸ用紙など） ・感光紙（写真印画紙） ・硬い紙管 ・窓あき封筒など	◇種類別にヒモで十字に束ねてください。 ◇ティッシュ箱などについているビニールは必ずはがしてください。 ◇ホチキスや発泡スチロールを取り除いてください。
雑誌・雑紙	・雑誌 週刊誌・古本 辞典・絵本など ・雑紙 菓子箱・紙袋 ティッシュ箱など		
段ボール	・40～50㎝角でお願いします。		
紙パック	・全ての紙パック	・内側がアルミ箔などの銀色のもの ・内側が茶色のもの	◇必ず中を水洗いしてください。 ◇カッターなどで切り開いて乾かし、ヒモで十字に束ねてください。
ペットボトル	・リサイクルの表示のあるものだけとします。 PET	・洗剤、シャンプー容器 ・化粧品容器 ・調味料容器 ・食用油容器 ・医薬品容器	◇キャップをはずし、中を水洗いしてください。 ◇ラベルをはがしてください。 ◇つぶして出してもかまいません。 ◇集積所に置いてある指定のペットボトル専用袋に入れてください。（色分け・大きさ分けする必要はありません。）
白色トレイ	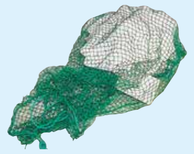 ・食品用の白色トレイ（発泡スチロール製）のみとします。	・白色の発泡スチロール製以外のトレイ（色・柄のついたもの） ・トレイ(皿)以外のもの（カップ麺の容器・納豆の容器・トレイ以外の発泡スチロールなど） ・汚れているもの	◇良く洗い、乾かして集積所備え付けのネット袋に出してください。 ◇色つき柄つき、汚れたトレイなどは燃えるごみとして出してください。 ◇雨の降っている日や降りそうな日はトレイを出すことはご遠慮ください。（汚れて不適合物になってしまいます。） ◇ご利用になっているスーパー、コンビニ等の店舗で回収を行っている場合、そちらもご利用ください。
布類	・布類は古着だけとします。（ダウンジャケットなどの中に綿や羽毛の入ったものは出せません。）	・カーテン ・ジュータン ・布団、毛布類 ・シーツ、マットレス ・裁断くず ・ナイロン系衣類	◇濡れないように必ずビニールの袋に入れ口を結んでください。（中の空気はできるだけ抜いてください。） ◇ビニール袋は色の指定はしません。
あき缶鉄類	・あき缶類 ジュース缶、油缶、一斗缶など アルミと鉄に分けなくても良い。	・一斗缶より大きい鉄類	◇あき缶などは、中身を出しきり、中を水洗いしてください。特に缶詰類はよく洗ってください。（但し、油缶などは中身を出しきってあれば良い。） ◇スプレー缶は使いきってから缶切りなどで穴を開けガス抜きを行ってください。
あきビン類	・飲料用・食用のあきビン 生きビン（一升ビン・ビールビン・ジュースビンなど）は買ったお店に返すようにしましょう。	・農薬、試薬のビン ・化粧品のビン ・窓ガラス　・鏡 ・特殊ガラス(耐熱性) ・せともの　・コップ ・油の入っていたビン ・中身が飲食用以外のもの	◇必ずビンのキャップを取りはずし、中を水洗いしてください。取り外したキャップは燃えないごみにお出しください。（注：キャップはあき缶のコンテナに入れないようにしてください。） ◇集積所ではあきビンの色別（透明、茶、黒、青、緑）に分別し、指定のコンテナに入れてください。
乾電池	・アルカリ電池 ・マンガン電池 ・オキシライド電池 ・ボタン電池	・バッテリー（自動車等） ・小型充電式電池（リチウムイオン電池等）	◇公共施設に設置してある赤色の回収ポストもご利用ください。

束ねるときは、粘着性のあるものガムテープなど）を使わないでください。

集積所の専用コンテナに入れてください。

収集できないもの

事業所ごみ	飲食業・サービス業・製造業・加工業・などの事業活動によって発生したごみ	事業系ごみでも一般廃棄物であれば町の許可を受けた収集業者へ依頼をすることができます。（有料）
家電リサイクル法対象製品	エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機	製品を購入した家電販売店か、買い替えの際に家電販売店に引き取ってもらってください。（有料）
その他	タイヤ、バッテリー、自動車の部品、農機具、農業用ビニール、ボイラー・水中ポンプ・モーター・レンガ・コンクリート・石・瓦、アスファルト・鉄骨・爆発の危険性のあるもの（ガソリン・シンナー等）農薬・有害物質・医療廃棄物・産業廃棄物・ペットの死がい・新改築ででる建築廃材等・バイク・焼却灰	販売店に引き取ってもらうか、専門の処理業者にお願いしてください。

ごみ・資源物は 朝 7:00～8:00 までに出しましょう。

ごみ

区分	ごみの種類		出し方の注意
燃えるごみ	●生ごみ類 ●ゴム、皮革製品 ●再生できない紙類 （感熱紙・感光紙 ビニール加工紙 油・ろう引き紙 カーボン紙） ●木・落ち葉類 ●容器包装プラスチック ●ビニール ●発泡スチロール ●プラスチック		●布団・ジュータン・カーペット・毛布類は小さくたたむか切って小さくしてから出してください。 ●木の枝や枯草を大量に出す場合は、なるべく集積所の外に出してください。 ●木・枝などは、１ｍ以内に切断し、持ち運びのできる大きさに束ねてから出してください。 ●金属類の含まれているものは燃えないごみで出してください。 ●長さが１ｍ以上あるものは粗大ごみで出してください。
燃えないごみ	●せともの類 ●ガラス類 ●蛍光灯 ●鏡 ●家電製品（小） （電子レンジ、掃除機、扇風機など） ●鉄類 （ナベ、ヤカン、フライパンなど）		●縫針・カミソリ・ガラス等は丈夫な入れ物に入れ「危険」と明記してください。 ●ライターは、ガスを使いきってから出してください。 ●蛍光灯はほかの燃えないごみとは別にして蛍光灯のみで出してください。 ●ストーブなどは、必ず燃料を抜いて出してください。 ●長さが１ｍ以上あるものは粗大ごみで出してください。
粗大ごみ	●家具類 ●家電製品（大） ●自転車 ●その他		●粗大ごみを出されるときは必ず生活環境課へ予約をしてください。（☎84－6957） ●家電製品を買い替えるときは、古い製品をできるだけ購入先に引き取ってもらってください。
小型家電	●電話機 ●携帯電話 ●カメラ ●音楽プレーヤー ●ゲーム機 ●パソコン ●ICレコーダー ●電子辞書		●小型家電(パソコン以外)は役場本庁舎・正面玄関入口にある専用回収ボックスに出してください。 ●電池パックやバッテリーなどは取り外してください。 ●パソコンは生活環境課へお持ちください。 ●パソコンのキーボード、モニターのみの回収は行っていません。
小型充電式電池	●リチウムイオン電池等	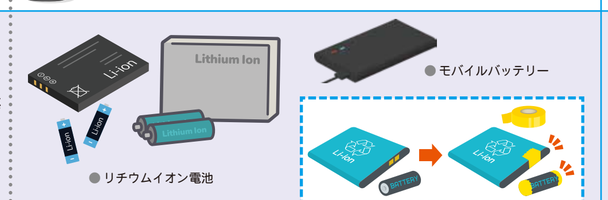	●小型充電式電池（リチウムイオン電池等）の処分について 1.電極部分をセロハンテープなどで絶縁して、生活環境課窓口までお持ちいただき職員に直接渡してください。 2.膨張している・変形している場合も回収いたします。 3.役場入り口の小型家電ボックスには入れないでください。

（１）ごみを出す際、次のことをお願いします。
①決められたものを正しく分別してください。　②収集日は間違わないように出してください。
③燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみを出すときは、必ず町指定のごみ袋か専用ステッカーを貼って出してください。
④指定ごみ袋・専用ステッカーは町内の契約店で購入してください。
（２）生ごみのたい肥化など自家処理できる家庭は、それぞれの方法で処理し、減量化に御協力ください。また、生ごみ処理機を購入する際は、補助制度がありますので購入前に生活環境課にご相談ください。